

## 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、胎児性・小児性水俣病患者等の地域における安心した日常生活の確保又は胎児性・小児性水俣病患者等の地域における社会参加（社会活動等）の促進を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (定義)

第2条 胎児性・小児性水俣病患者等とは、原則として、胎児性・小児性水俣病患者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律若しくは介護保険法（以下「障害者総合支援法等」という。）によるサービスを受けることができない者又は障害者総合支援法等によるサービスを受けている者であってそれらのサービス以外のサービスを受ける必要があると認められるもの及びそれらの患者の家族又は主な介護者とする。

### (補助対象期間)

第3条 補助金の対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの期間とする。

### (補助対象事業)

第4条 胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保、又は地域における社会参加の促進を図ることを目的とした事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保又は社会参加の促進に資する事業（障害者総合支援法等の既存の福祉制度を拡充するものに限る。以下「サービス提供事業」という。）
- (2) サービス提供事業等を実施するために必要な施設の改築、修繕及び備品購入
- (3) 住まいの場又は日中活動の場等を提供するサービスであって、障害者総合支援法等に準じる事業（以下「施設運営事業」という。）
- (4) 施設運営事業又は障害者総合支援法等に基づくサービスを実施するために必要な施設の新築、増築等（以下「新築等」という。）及び備品購入
- (5) 平成22年度水俣病患者施設医療福祉機能向上支援事業により整備した施設において行う、胎児性・小児性患者等の日常生活を支援する活動（以下「家族棟運営事業」という。）
- (6) 家族棟運営事業を実施するために必要な施設の改築、修繕及び備品購入

2 前項の補助対象事業は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 取組内容が法令等に違反しないこと。
- (2) 取組内容が非営利活動であり、公益上の目的があること。
- (3) 国又は県の他の補助事業として採択されていないこと。
- (4) 国又は県の他の補助事業の対象事業としてこの補助金の交付申請を行う年度に申請していないこと。
- (5) 事業に着手していないこと。
- (6) 施設の整備は、完成後の施設や備品を活用した継続的な活動を行うことが前提であること。
- (7) 他の団体や個人に補助、助成、交付等を行う事業でないこと。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、市町村又は社会福祉法人、公益法人、NPO法人及びこれに準じる非営利の団体であって、次の条件の全てを満たすものとする。ただし、前条第1項第3号及び第4号の事業を行う補助事業者にあつては、法人格を有し、又は法人格を取得する見込みがある団体に限る。

- (1) 県内に事務所を置き、県内を中心に活動していること。
- (2) 団体の定款、規約等を有すること。
- (3) 補助対象となる事業を着実に実施する事務及び組織体制があること。
- (4) 団体の活動歴が原則6か月以上あること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。以下同じ。)は、補助対象事業に要する経費とする。

2 前項の補助対象経費は、次のとおりとする。

区分	対象経費
第4条第1項第1号に規定する事業に要する経費	胎児性・小児性患者等の地域生活を支援する活動に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費(1件の取得価格が5万円以上10万円未満のもの)
第4条第1項第2号、第4号及び第6号に規定する事業に要する経費	胎児性・小児性患者等の地域生活を支援する施設の整備のための委託料、工事費、付帯工事費、調査費、事務費、備品購入費(1件の取得価格が10万円以上のもの) ただし、土地の取得及び整地、既存建物の買収、職員の宿舎に要する費用並びに外構の整備(バリアフリー化等は除く。)は補助対象経費に含めない。

	事務費は、工事請負費の金額に対し、4.5%を乗じて得た額の範囲内とする。
第4条第3号に規定する事業に要する経費	胎児性・小児性患者等の地域生活を支援する活動に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費（1件の取得価格が5万円以上10万円未満のもの）
第4条第5号に規定する事業に要する経費	胎児性・小児性患者等の日常生活を支援する活動に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費（1件の取得価格が5万円以上10万円未満のもの）

3 補助対象事業に次に掲げる収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 国、県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金、賛助金等
- (2) 入場料、出展料、参加料、売上金等の当該事業に係る収入

(補助金の基準額)

第7条 補助金対象経費に対する補助基準額は、別表1のとおりとする。ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における消費税及び地方消費税相当分は除くものとする。

(補助金の算出方法)

第8条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する事業

原則として、交付決定時においては、別表1の項目ごとに、補助対象経費から利用者自己負担分（1割）を控除した額と補助基準額を比較して少ない方の額を、交付確定時においては、別表1の項目ごとに、補助対象経費から利用者自己負担分（1割）を控除した額、補助基準額又は交付決定時の選定額のうち最も少ない額を選定し、その選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の合計額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 第4条第1項第2号、第4号及び第6号に規定する事業

総事業費から寄付金その他の収入を控除した額、補助対象経費の4分の3の額又は各補助基準額の合計額のうち、最も少ない額。ただし、算出さ

れた額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 第4条第1項第3号に規定する事業

原則として、交付決定時においては、補助対象経費から利用者自己負担分(1割)を控除した額と別表1の項目ごとの補助基準額の合計額を比較して少ない方の額を、交付確定時においては、補助対象経費から利用者自己負担分(1割)を控除した額、別表1の項目ごとの補助基準額の合計額又は交付決定時の選定額のうち最も少ない額を選定し、その選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(4) 第4条第1項第5号に規定する事業

交付決定時においては補助対象経費と別表1の項目の補助基準額を比較して少ない方の額を、交付確定時においては補助対象経費と別表1の項目の補助基準額又は交付決定時の選定額のうち最も少ない額を選定し、その選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、別表2のとおりとする。

(補助金交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要項の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

(2) 補助事業者が、新築等の補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争入札に付さなければならない。ただし、補助事業の性質又は目的により一般の競争入札に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争入札又は随意契約をすることができる。

(3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、別記第2号様式による申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却に資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)で定める期間を経過するまでは別記第4号様式による申請

書を、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）、以下「承認基準」という。）に定める包括承認事項に係るものについては別記第4号様式の2による報告書を知事に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業の経理を行うに当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区別して行うものとする。
- (9) 特許権若しくは実用新案権を取得することによって相当の収益が新たに生ずると認められる場合、又は第17条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることがある。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

この場合において、補助事業者は、当該消費税等相当額を県に納付するものとする。

#### （決定の通知）

第11条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

#### （補助事業の内容等の変更）

第12条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業の主要部分（補助目的にかかわる事業内容、事業実施箇所、事業実施時期）の変更。ただし、補助事業に要する経費のうち、別表1の項目ごとの配分額の20パーセント以内の変更を除く。
- (2) 規則第7条第1項の変更申請書は別記第7号様式によるものとし、事業変更計画書及び変更後収支予算書はそれぞれ別記第7号の2様式及び別記第7号の3様式によるものとする。

(3) 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更決定通知書(別記第8号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第13条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第14条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第10号様式によるものとする。

(しゅん工確認検査)

第15条 補助事業者は、補助対象事業のうち施設の新築等、改築及び修繕に係るものについて、工事のしゅん工検査後、速やかに補助工事等しゅん工確認検査要請書(別記第11号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の要請書が提出されたときは、熊本県補助工事等確認検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第21号。以下「検査規程」という。)に基づくしゅん工確認検査を行うものとし、補助事業者は、当該しゅん工確認検査に工事請負業者等関係者ととともに立会いを行うものとする。

3 検査規程第8条第2項の規定による是正の通知は、補助工事等是正通知書(別記第11号様式の2)によるものとする。

4 補助事業者は、是正が完了したときは、補助工事等是正工事完了通知書(別記第11号様式の3)を知事に提出するものとする。

5 知事は、前項の完了通知書が提出されたときは、補助工事等是正工事確認検査を行うものとする。

(実績報告)

第16条 規則第13条の実績報告書は、別記第12号様式によるものとし、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合の年度終了実績報告書は、別記第12号様式の2によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、実績報告書については別表3のとおりとし、年度終了実績報告書については別表4のとおりとする。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は当該事業実施年度の3月末日のいずれか早い日とし、年度終了実績報告書の提出期限は、当該事業実施年度の3月末日とする。

4 第1項の実績報告書(年度終了実績報告書を除く。)は、仕入れ控除を行う場合にあつては、補助金に係る消費税及び地方消費税を補助金額から減額して作成しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第18条 規則第16条第1項に規定する請求書は、別記第14号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書(別記第15号様式)及び補助金概算払請求書(別記第15号様式の2)によるものとし、その添付書類は次のとおりとする。

- (1) 委託契約書又は購入契約書(契約をした場合に限る。)の写し
- (2) 工事請負契約書の写し(施設整備事業の場合に限る。)
- (3) その他参考となる資料

(事業の繰越)

第19条 補助事業は、補助金の交付の決定のあった年度内に完了しなければならない。ただし、交付の決定後やむを得ない事由のため、当該年度内に完了する見込みがなくなったときは、補助事業者は別記第16号様式による報告書を速やかに知事に提出して、その指示を受けなければならない。

2 知事は、前項の報告書が提出されたときは、内容を審査し、繰越承認について、別記第16号様式の2により補助事業者に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第20条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、省令で定める期間とする。なお、本補助金で取得した財産処分の制限については、承認基準の規定を準用することとする。

(立入検査等)

第21条 進捗状況を確認する必要がある場合は、規則第22条に基づく立入検査等を行うものとする。

2 前項の規定は、補助事業の終了後においても適用があるものとする。

(証拠書類の保管期間等)

第22条 規則第23条の別に定める期間は5年とし、補助事業者が市町村の場合は、別記第17号様式による補助金調書を作成するものとする。

(雑則)

第23条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則  
この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要項は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則  
この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。